

意見募集を実施した案からの修正箇所について

農薬取締法第4条第1項第11号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令

修正後	意見募集時の案
<p>附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、<u>令和五年十月一日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置) 第二条 <u>この省令</u>の施行前にされた法第三条第一項の登録の申請であって、<u>この省令</u>の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。</p> <p>(削る)</p>	<p>附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から</u>施行する。 一 <u>本則第一号の規定</u> <u>令和五年四月一日</u> 二 <u>本則第二号の規定</u> <u>令和七年十月一日</u></p> <p>(経過措置) 第二条 <u>前条第一号に掲げる規定</u>の施行前にされた法第三条第一項の登録の申請であって、<u>前条第一号に掲げる規定</u>の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。</p> <p>第三条 <u>附則第一条第二号に掲げる規定</u>の施行前にされた法第三条第一項の登録の申請であって、<u>附則第一条第二号に掲げる規定</u>の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、<u>なお従前の例による。</u></p>